

固定資産税に係る課税誤りについて

【内容】

固定資産税における家屋の評価におきまして、木造住宅と非木造住宅の補正率を木造 1.05、非木造 1.06 とするところ当市のシステム上、木造 1.06、非木造 1.05 と誤って適用したことにより、平成 30 年度の固定資産税及び都市計画税の課税額に誤りがあることが判明いたしました。このため、税額が変更となる方につきましては、2 期目以降の納期で調整させていただき、後日、納税通知書は改めて送付させていただきます。

【対象者及び対象額】 () 内は影響額

対象者数	11,285 人 (−1,636,600 円)
税額が増える方	3,824 人 (4,888,300 円)
税額が減る方	7,461 人 (−6,524,900 円)

【今後の対応】

対象となる方には、早急に文書送付により謝罪と正しい税額の説明を行い、改めて 2 期目以降で調整した納税通知書を 6 月中旬を目途に送付させていただきます。

対象となる納税者の皆さまには、大変なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

【再発防止策】

固定資産税担当者だけではなく庁内の連携を強化し、情報の共有化を図りチェック機能を強化してまいります。